

## 「ぐんま住警器の日」に伴う広報活動

群馬県と県内各消防本部が連携し、毎月10日を「ぐんま住警器の日」と決めました。「住警器」とは「住宅用火災警報器」を略したものです。

全ての住宅に、住警器の設置が義務となり10年以上が経過しましたが、高崎市等広域消防局管内の住警器設置率は77%、全国平均の83%には届いていません。さらに、群馬県内の設置率は71%であり、これは全国47都道府県のうち44位と極めて低いものになっています。（令和2年7月1日時点）

住警器の設置率向上を目指し、高崎市女性防火クラブと連携して高崎駅コンコース内で住警器についての呼びかけや啓発品の配布を行いました。

